

平成 31 年度朝日町住宅リフォーム総合支援事業補助金交付要綱

(目的)

第 1 条 町長は、既存住宅の居住環境の質の向上及び住宅投資の波及効果による経済の活性化を図るため、自ら居住する住宅のリフォーム等工事を行うものに対して、予算の範囲内で補助金を交付するものとし、その交付に関して、朝日町補助金等の適正化に関する規則（昭和 58 年規則第 8 号。以下「規則」という。）及びこの要綱に定めるところによる。

(用語の定義)

第 2 条 この要綱における用語の定義は、次の各号に定めるところによる。

- (1) 住宅：町内に存する建築物で、自ら所有し、かつ、自らが居住する建築物をいう
- (2) 空き家：事業、貸付及び居住を目的とした使用がなされていない建築物（新築後に当該建築物での居住の実態が全くないもの及び賃貸用のものを除く。）であって、次のいずれかにより取得又は賃借し、かつ、自らが居住することとなるものをいう。
 - (ア) 売買（平成 30 年 4 月 1 日以降に成立し、買主が個人であるものに限る）
 - (イ) 贈与（平成 30 年 4 月 1 日以降に成立し、受贈者が個人であるものに限る）
 - (ウ) 相続（平成 28 年 4 月 1 日以降に相続したものに限り）
 - (エ) 賃貸借（平成 30 年 4 月 1 日以降に成立し、賃借人が個人であるものに限る）
- (3) 住宅等：住宅、空き家並びにそれらに附属する車庫、物置、門、塀等の建築物をいう
- (4) リフォーム等工事：別表第 1 から別表第 6 までに掲げる工事及び次のいずれかに該当する工事であって、第 4 条に定める要件に該当するものをいう
 - (ア) 住宅等の機能又は性能の維持又は向上を図るため、住宅等の全部又は一部の修繕、補修、補強、模様替え、更新（取替え）等を行う工事
 - (イ) 住宅等に増築する工事（増築部分のみで独立した住宅の機能を有するものを増築する工事を除く）
- (5) 県産木材：やまがた県産木材利用センターが実施する「やまがたの木」認証制度等により産地証明された木材（「やまがた県産材集成材」を含む）

- む) 及び認証された合板等をいう
- (6) 県内業者：山形県内に住所を有する個人事業者又は山形県内に本店若しくは主たる事業所を有する（商業登記簿の本店住所が山形県内となっている）法人をいう
 - (7) 三世代世帯：世帯主との続き柄が、祖父母、世帯主の父母（又は世帯主の配偶者の父母）、世帯主（又は世帯主の配偶者）、子（又は子の配偶者）及び孫の直系世代のうち、3以上の世代が同居している世帯であって、平成13年4月2日以降に出生した世帯員がいる世帯をいう
 - (8) 移住世帯：平成30年4月1日以降に山形県外から朝日町内に住み替えた世帯員を含む世帯をいう
 - (9) 近居世帯：平成30年4月1日以降に親世帯と子世帯（平成13年4月2日以降に出生した世帯員がいる世帯に限る。以下同じ。）の居所が新たに近居区域（親世帯と子世帯の居所の直線距離が2km以下である区域、又は、親世帯と子世帯の居所が同一小学校の通学区域内である区域）内になった世帯をいう。（既に親世帯と子世帯の居所が近居区域内にある場合を除く。）
 - (10) 新婚世帯：婚姻した日から1年以内である世帯をいう
 - (11) 多子世帯：平成13年4月2日以降に出生した世帯員が3人以上おり、当該世帯員及び当該世帯員との続柄が父母又は祖父母の世帯員から構成される世帯をいう
 - (12) 住民票：世帯員の続柄が記載された住民票謄本

（交付の対象者）

第3条 補助金の交付を受けることができる者は、次の各号に掲げる要件のいずれにも該当する者とする。

- (1) リフォーム等工事を行う者
- (2) 補助金申請時において、当該住宅に住所を有する者。ただし、当該住宅に住所を有しない場合は、完了報告から1年以内に当該持家に居住する者
- (3) 県内業者と工事請負契約をする者
- (4) 補助金申請年度の3月31日までに完了報告書を提出できる者
- (5) 町税等に滞納がない者

（交付対象工事）

第4条 補助金の交付対象工事費は次の各号に掲げるいずれにも該当するものとする。

- (1) リフォーム等工事に要する費用の総額が 20 万円以上であること
- (2) リフォーム等工事のうち別表第 1 から別表第 5 まで（三世代世帯にあつては、別表第 1 から第 6 まで）に定めるところにより付した点数の合計が 10 点（リフォーム等工事に要する費用の総額が 50 万円未満の場合は 5 点）以上となる工事であること

2 次の各号に掲げる補助金の交付を受ける場合は、その補助金の対象工事費を交付対象工事費から除くものとする。

- (1) 朝日町合併処理浄化槽設置事業費補助金交付規則（平成元年規則第 22 号）
- (2) 朝日町介護保険条例の施工に関する規則（平成 12 年規則第 12 号）に定める居住介護住宅改修の補助金
- (3) 朝日町住宅用太陽光発電システム設置事業費補助金
- (4) 朝日町空き家等改修支援事業補助金
- (5) 朝日町農業関係事業費補助金（木質バイオマス燃焼器設置支援事業）
- (6) その他、国費、県費を充当する事業

（補助金額）

第 5 条 住宅 1 戸あたりの補助金額については、次の各号に掲げるとおりとし、平成 31 年 4 月 1 日から平成 32 年 3 月 31 日までの間において 1 世帯につき 1 回に限って交付する。

- (1) （一般型）移住世帯以外が行うリフォーム等工事に要する費用の 10%とし、20 万円を上限額とする。ただし、県産木材を 3 m³以上使用する場合又は空き家（売買により取得した空き家にあつては、平成 30 年 4 月 1 日以降に中古住宅診断を受けた空き家に限る。）のリフォームを行う場合は、30 万円を上限額とする
- (2) （移住型）移住世帯が行うリフォーム等工事に要する費用の 20%とし、30 万円を上限額とする。ただし、県産木材を 3 m³以上使用する場合又は空き家（売買により取得した空き家にあつては、平成 30 年 4 月 1 日以降に中古住宅診断を受けた空き家に限る。）のリフォームを行う場合は、40 万円を上限額とする
- (3) 補助金額の算定に当たっては、1 万円未満の端数は切捨てるものとする

2 前項の規定に関わらず、次の各号に掲げる補助区分に応じ、当該各号に定めるとおり読み替えるものとする。

- (1) 前項第 1 号のリフォーム等工事が三世代世帯、近居世帯、新婚世帯又は多子世帯により行われるもの（三世代世帯にあつては、別表第 3 又は別表第 6 に掲げる工事のみを対象とし、前条第 1 項第 2 号に規定する点数

を満たす場合に限る。)である場合には、前項第1号中「10%」を「20%」と、「20万円」を「30万円」と、「30万円」を「40万円」と読み替えるものとする

- (2) 前項第2号のリフォーム等工事が新婚世帯又は多子世帯により行われるものである場合には、前項第2号中「20%」を「30%」と、「30万円」を「40万円」と、「40万円」を「50万円」と読み替えるものとする

(交付の申請)

第6条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、リフォーム等工事着手前に、朝日町住宅リフォーム総合支援事業補助金交付申請書（様式第1号）に、次の各号に掲げる書類を添えて、町長に提出しなければならない。

- (1) 工事概要（様式第1-1号）
- (2) 内訳がわかる工事の見積書（写）
- (3) 建築物の位置図、配置図及び平面図
- (4) 着工前写真
- (5) 工事請負契約書（写）
- (6) 町税の納税証明書
- (7) 工事点数の算出表（様式第2号）
- (8) 誓約書（別紙様式）
- (9) その他町長が必要と認める書類

2 世帯要件に該当する場合、表1又は表2に掲げる書類を前項に添えて提出しなければならない。

表1（申請時に世帯要件を満たしている場合）

| 世帯要件 | 書類 |
|-------|----------------------------------------------|
| 三世代世帯 | ・住民票 |
| 移住世帯 | ・住民票 ・住宅の売買契約書（写）又は賃貸借契約書（写） |
| 近居世帯 | ・親世帯及び子世帯の住民票謄本 ・親世帯及び子世帯の住宅の位置と距離を図示した地図 |
| 新婚世帯 | ・戸籍謄本（法律婚の場合） ・住民票（事実婚の場合） |
| 多子世帯 | ・住民票 |

表2（申請後に世帯要件を満たす予定の場合）

| 世帯要件 | 書類 |
|---------|-------------|
| 全世帯要件共通 | ・誓約書（任意の様式） |

| | |
|-------|---------------------------------------|
| | (親族の転入、婚姻等により要件に該当する場合) |
| 三世代世帯 | ・母子手帳(写) (世帯員が妊娠中で、出産により要件に該当する場合) |
| 近居世帯 | ・親世帯及び子世帯の住宅の位置と距離を図示した地図 |
| 多子世帯 | ・母子手帳(写) (世帯員が妊娠中で、出産により要件に該当する場合) |

(交付決定の通知)

第7条 町長は、前条に規定する交付申請書の提出があった場合は、その内容を審査し、補助金の交付を適正と認めた場合は、申請者に対して朝日町住宅リフォーム総合支援事業補助金交付決定通知書(様式第3号)を通知するものとする。

(申請内容の変更等)

第8条 申請者は、真にやむを得ない事情で申請内容を変更又は取り下げる場合は、朝日町住宅リフォーム総合支援事業補助金交付変更(取り下げ)承認申請書(様式第4号)に、次の各号に掲げる書類を添えて、町長に提出しなければならない。

- (1) 変更内訳がわかる工事の見積書(写)
- (2) 変更内容が確認できる図面
- (3) 工事請負変更契約書(写)
- (4) その他町長が必要と認める書類

2 規則第7条第1項第1号イに規定する軽微な変更とは、補助金額の増減がない工事等の変更とする。

(変更等の承認)

第9条 町長は、前条に規定する承認申請書の提出があった場合は、その内容を審査し、変更内容又は取り下げを適正と認めた場合は、申請者に対して朝日町住宅リフォーム総合支援事業補助金交付変更(取り下げ)承認通知書(様式第5号)を、変更を不適正と認めた場合は交付変更不承認通知書(様式第5-1号)を通知するものとする。

(完了報告書)

第10条 申請者は、リフォーム等工事が完了した場合は、事業完了後30日を経過する日又は交付決定に係る年度の3月31日のいずれか早い日までに、

朝日町住宅リフォーム総合支援事業補助金事業完了報告書(様式第6号)に、次の各号に掲げる書類を添えて町長に提出しなければならない。

- (1) 写真(工事施工中及び工事完了後)
- (2) 領収書(写)又は支払金額が証明できる書類
- (3) その他町長が必要と認める書類

2 申請後に世帯要件を満たす予定で申請した場合は、住民票を前項に添えて提出しなければならない。

3 申請時において、当該住宅に住所を有していない場合は、当該住宅に転入後の住民票若しくは次年度(ただし、完了報告日から1年以内)に居住予定の場合は確約書(様式第7号)を同条第1項に添えて提出しなければならない。

(補助金の確定)

第11条 町長は、前条に規定する事業完了報告書の提出があった場合は、その内容を審査及び必要に応じて現地調査を行い、その報告を適正と認めた場合は、申請者に対して朝日町住宅リフォーム総合支援事業補助金確定通知書(様式第8号)を通知するものとする。

(補助金の請求)

第12条 申請者は、前条に規定する確定通知を受けた場合は、速やかに朝日町住宅リフォーム総合支援事業補助金請求書(様式第9号)を町長に提出しなければならない。

(交付決定の取消及び補助金の返還)

第13条 町長は、申請者が次の各号に掲げるいずれかに該当する場合は、補助金の交付決定を取り消すことができる。

- (1) 偽りやその他不正の手段により補助金の交付の決定を受けたとき
- (2) 補助金の決定の内容又はこれに付した条件に違反したとき
- (3) 確約書に違反したとき
- (4) その他町長が補助金の交付決定を取り消すべき事由があると認めるとき

2 前項の規定により補助金の交付決定を取り消された交付対象者が、既に補助金の交付を受けている場合は、町長の請求に応じ、交付を受けた補助金を返還しなければならない。

(その他)

第14条 この要綱に定めるもののほか、取扱いに関し必要な事項は、町長が別

に定める。

附 則

この要綱は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。